

# 特定非営利活動法人世界のきずな文化交流協会 定款

抜粋

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人世界のきずな文化交流協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を三重県志摩市志摩町和具 570 番地に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、国内の在日外国人や一般市民に対して、地域間や民族間が協調できる文化的・社会的な環境づくりに関する事業を行うことで国際理解の向上に寄与し、もって国際平和に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 観光の振興を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 経済活動の活性化を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) まちづくりの推進を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 地域資源の魅力を掘り起こし、地域間の相互活性化を図る事業
  - ② 日本の伝統的な文化・芸能に関して理解を深め、その発展と継承に寄与する事業
  - ③ 子供たちに、自然と共生する精神を育む教育や、スポーツ交流を通じた健全な育成に寄与できる事業
  - ④ 日本の魅力を国内外へ発信し、国際理解に繋げる普及事業
  - ⑤ 国際協力を目的とした文化の調査および支援活動
  - ⑥ 地域社会に貢献する業務に従事する能力開発と、雇用の拡充を図るための事業
  - ⑦ その他 この法人の目的を達成するために必要な事業